

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部 経営支援・担い手育成課農地担当
内線番号	4902

No.	項目	内容
①	処分名	農地転用の許可(第4条)、 農地等の転用のための権利移動の許可(第5条)
②	法令名	農地法
③	法令番号	昭和27年法律第229号
④	根拠条項	第4条第1項、第5条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	(農地の転用の制限) 第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。  (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。)にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	○農地法関係事務に係る処理基準 (平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知) ○農地法の運用について (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長連名通知) ○農地法関係事務処理要領 (平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知)
⑧	経由機関名	農地の所在する各市町村農業委員会
⑨	協議機関名	農林水産大臣(近畿農政局) ※4haを越える農地の転用の場合
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 5週間 ※協議機関への協議等が不要な場合
	経由期間	申請書の受理後、3週間 ※意見書を付して京都府に送付
	協議機関	—
	当該処分機関	申請書及び意見書の受理後、2週間
⑫	問合せ	経営支援・担い手育成課 農地担当 (075-414-4902)
⑬	備考	